

西の里小学校 クロームブックの活用について

令和4年に、北広島市内において全児童生徒分の一人一台端末(クロームブック)が整備されてから、本校では学習や学級活動、児童会活動などで、クロームブックを活用しています。クロームブックの貸出にあたり、北広島市教育委員会が定めた『学習者用コンピュータ 貸出申込書』をご提出いただきますので、同意事項を遵守して利用していただきますようお願い申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、お子様の健康面にご配慮いただくとともに、ネットトラブル(なりすまし、SNSでのいじめ、悪質なサイトへのアクセスや違法なダウンロード等)にお子様巻き込まれないよう、ご家庭でのルールづくりへのご協力をお願い申し上げます。

『令和6年度 学習者用コンピュータ 貸出申込書』【同意事項】

- ①インターネット環境については、各家庭で用意すること。また、インターネット通信料、教材等のプリントアウトにかかる費用、充電ケーブル、その他貸出に関して発生した費用は、ご家庭での負担となること。
- ②インターネットの閲覧を含む学習者用コンピュータの利用について、各家庭でルールづくりや指導・監督すること。(健康に関すること、使用する時間帯、休憩の頻度など)
- ③紛失又は破損等した場合は、速やかに学校に報告すること。
- ④故意又は重大な過失により紛失又は破損等した場合は、修理又は買い替えに係る費用の全部又はその一部について弁済すること。
- ⑤学習者用コンピュータは自宅、在籍する学校又は適応指導教室でのみ利用すること。
- ⑥学習者用コンピュータ利用のために付与しているアカウント及びパスワードについて第三者に漏えいしないこと。
- ⑦学習者用コンピュータ利用のために付与しているアカウントではメール機能は使用できないよう設定されていること。
- ⑧北広島市教育委員会が認可・導入したアプリケーションの利用に同意すること。
- ⑨アプリやソフトウェア等のダウンロードを行わないこと。
- ⑩貸出の趣旨を理解し、適切に利用すること。不適切な利用等が確認された場合は、許可した期間に関わらず返却を求められることがあること。

※各機能・サービスを利用するためのアカウントは、お子様個人に配布されています。ご家族も私的な利用をすることのないよう、ご注意ください。

※QR カードには、メールアドレスの他、パスワードの情報も含まれております。いつも筆箱に保管し、絶対に無くさないよう、お子様にお声がけください。

※「西の里小学校 クロームブック利用のきまり」「クロームブックの接続について(Wi-Fi 接続やオンライン授業の接続手順など)」もあわせて掲載しておりますので、ご確認ください。

※ネットトラブルから子どもの心と体を守る「きたひろしまアンビシャス4ルール」は、北広島市教育委員会のホームページ(→QR コード)からご覧になれます。

